

越前町地域防災計画

越前町防災会議

越前町地域防災計画

平成19年 3月 発行

平成22年 2月 改訂

平成25年11月 改訂

令和 2年10月 改訂

令和 3年 3月 改訂

令和 4年 4月 改訂

令和 5年 9月 改訂

編集発行 越前町防災会議

(越前町役場総務部門防災安全課)

〒916-0265 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL0778-34-1234 (代)

目次

第1編 総則

第1章 総則	1
第1節 計画の策定	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第3 計画の性格	2
第4 計画の周知徹底	2
第5 計画の効果的推進	2
第6 計画の修正	2
第2節 越前町の概況	3
第1 位置及び地勢	3
第2 自然条件	3
第3 社会条件	6
第3節 災害の履歴	7
第1 風水害・土砂災害の履歴	7
第2 雪害の履歴	8
第3 地震・津波災害の履歴	8
第4 その他災害履歴	10
第4節 災害の想定等	11
第1 地震災害の想定	11
第2 津波災害の想定	12
第3 原子力災害の想定	14
第5節 計画の基本方針（防災ビジョン）	17
第1 災害に強いまちなみの整備	17
第2 防災体制の強化	17
第3 防災行動力の向上	18
第2章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第1節 各機関の責務	1
第1 越前町	1
第2 福井県	1
第3 指定地方行政機関	1
第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	1
第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1
第6 町民及び事業者	1
第2節 各機関の連携	2
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1 越前町	3
第2 福井県	4
第3 指定地方行政機関	5
第4 自衛隊	6
第5 指定公共機関及び指定地方公共機関	7
第6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者	9

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	1
第1節 災害に強いまちづくり計画	1
第1 防災まちづくり計画の推進	1
第2 防災空間の整備	2
第2節 建築物災害予防計画	3
第1 建築物耐震診断体制	3
第2 公共建築物	3
第3 一般建築物	4
第4 その他の構造物	4
第5 応急危険度判定制度への支援	4
第6 防災集団移転推進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業	5
第7 文化財の保護	5
第3節 交通施設の災害予防計画	6
第1 道路施設	6
第2 漁港施設	7
第4節 上下水道施設の災害予防計画	8
第1 上水道・簡易水道施設	8
第2 下水道施設	9
第5節 電気・ガス施設の災害予防計画	11
第1 電気施設	11
第2 ガス施設	11
第6節 電気通信施設・放送施設の災害予防計画	13
第1 電気通信施設	13
第2 放送施設	13
第7節 水害予防計画	15
第1 治山対策の推進	15
第2 治水対策の推進	15
第3 水防体制の強化	16
第4 地震発生後の浸水防止対策	18
第8節 高波等災害予防計画	19
第1 海岸保全事業の推進	19
第2 高潮防災対策の推進	19
第3 警戒避難体制の整備	19
第9節 津波災害予防計画	20
第1 減災のための総合的な取組みの推進	20
第2 海岸保全事業の推進	20
第3 警戒避難体制の整備	20
第10節 土砂災害予防計画	23
第1 危険区域指定の推進	23
第2 土砂災害対策の推進	23
第3 山地災害対策の推進	23
第4 町民への周知	23
第5 警戒避難体制の整備	23
第11節 暴風・竜巻等災害予防計画	25
第1 暴風・竜巻等の防災対策	25
第2 情報の収集・伝達体制の整備	25

第3	町民への普及啓発	25
第12節	農業災害予防対策	26
第1	農地保全事業の推進	26
第2	防災営農対策の推進	26
第13節	雪害予防対策	27
第1	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の大綱	27
第2	施設・設備の耐雪整備対策	29
第3	降雪期前における対策	30
第4	なだれ災害の防止	31
第5	情報連絡体制の充実強化	31
第6	地域ぐるみの雪害予防の推進	32
第7	「雪に強い町づくり」の推進	32
第8	除排雪体制等の整備	32
第14節	危険物等災害予防計画	34
第1	危険物保安対策	34
第2	LPGガス、火薬類及び毒物・劇物の保安対策	34
第3	危険物等の輸送対策	34
第4	危険物積載船舶等の保安予防対策	35
第15節	火災予防計画	36
第1	総合的な消防計画の策定	36
第2	消防力の強化	36
第3	出火予防対策の推進	37
第4	延焼予防対策	38
第5	林野火災予防	39
第6	文化財火災予防	39
第16節	海上災害予防計画	41
第1	海上交通の安全のための情報の充実	41
第2	活動体制の充実	41
第3	石油流出事故対策	42
第2章	災害に備えた防災体制の強化	1
第1節	防災組織及び活動体制の整備	1
第1	日常における防災対策の推進	1
第2	災害時における組織体制	1
第3	防災拠点等の整備	2
第4	防災用資機材の確保・整備	3
第5	緊急必要物資の把握	4
第6	防災に関する調査研究の推進	4
第2節	情報収集・伝達体制の整備	5
第1	情報通信施設及び運用体制の整備	5
第2	情報収集・伝達体制の強化	7
第3節	救急救助体制の整備強化	8
第1	体制の整備	8
第2	施設の整備	8
第3	救助・救急活動用資機材の整備	8
第4	集団救急事故対策の推進	8
第4節	応急医療体制の整備	9
第1	初期医療体制の整備	9
第2	後方医療体制の整備	9

第3	広域的医療体制の整備	9
第4	医薬品等の確保	9
第5	医療施設の耐震化	9
第6	医療救護所等の情報通信体制の整備	9
第7	航空搬送拠点（ヘリポート等）の整備	9
第8	中長期における医療体制の整備	9
第5節	緊急輸送体制の整備	10
第1	緊急交通路の確保	10
第2	交通規制計画	10
第3	効率的な緊急陸上輸送のための措置	10
第4	航空輸送（緊急ヘリポートの確保）	11
第5	海上輸送体制の整備	12
第6節	避難施設・体制の確立	13
第1	避難計画の作成	13
第2	指定緊急避難場所	13
第3	指定避難所	14
第4	避難路等避難誘導體制の整備	15
第5	広域避難のための体制の整備	16
第6	避難所運営体制の整備	16
第7	応急仮設住宅等の事前準備	16
第8	感染症の自宅療養者の避難確保	16
第7節	飲料水、食料、生活必需品の確保計画	17
第1	個人備蓄の推進	17
第2	町の備蓄の推進	17
第3	必要物資調達体制の整備	17
第4	給水体制の整備	18
第8節	広域的相互応援体制整備計画	19
第1	関係機関相互の連携体制	19
第2	防災相互応援体制	19
第3	関係機関との協定	19
第4	応援の受入れ体制	20
第5	関係機関との合同訓練等	21
第9節	原子力災害事前対策計画	22
第1	原子力災害対策の基本方針	22
第2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	33
第3	原子力防災体制の整備	38
第4	原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員等の届出の受理	41
第5	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	42
第6	防災業務関係者への教育及び研修	42
第7	情報の収集・連絡体制等の整備	42
第8	緊急時モニタリング体制の整備	43
第9	原子力災害医療体制の整備	43
第10	原子力防災知識の普及と啓発	45
第11	原子力防災訓練等の実施	45
第12	原子力施設上空の飛行規制	45
第13	要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	46
第14	防災対策資料の整備	46
第15	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	47

第3章 地域防災力の向上	1
第1節 防災訓練計画	1
第1 実施責務及び協力	1
第2 訓練の種別	1
第3 実践的な訓練の実施と事後評価	2
第4 防災訓練に関する普及・啓発	2
第5 訓練のための通行規制	3
第6 要配慮者に対する配慮事項	3
第2節 防災知識普及計画	4
第1 町民に対する防災知識の普及	4
第2 職員の防災研修	5
第3 学校における防災教育	6
第4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育	6
第5 事業者等に対する防災知識の普及啓発	6
第6 自動車運転者等に対する防災教育	6
第7 要配慮者に対する防災知識の普及	6
第8 災害教訓の伝承	6
第9 外国人に係る対策	7
第3節 自主防災組織等の育成	8
第1 自主防災組織	8
第2 事業所等における自衛消防組織	9
第3 自主防災組織と自衛消防組織の連携	9
第4 地区防災計画の作成	10
第4節 要配慮者対策計画	11
第1 高齢者や障がい者に配慮したまちづくり	11
第2 要配慮者利用における防災体制の強化	11
第3 防災知識の普及	11
第4 地域ぐるみの救護体制の整備	12
第5 在宅者対策	13
第6 要配慮者に配慮した情報提供体制の確立	14
第7 防災訓練における配慮事項	14
第8 避難行動要支援者に対する災害対策の配慮	14
第5節 ボランティア活動支援計画	15
第1 災害ボランティア活動の推進	15
第2 ボランティア活動への支援及び広域応援体制の整備	15

第3編 一般災害対策計画

第1章 災害警戒期の活動	1
第1節 災害応急活動体制	1
第1 組織体制の概要	1
第2 注意配備体制	1
第3 警戒配備体制	2
第4 災害対策連絡室	2
第5 災害対策本部	5
第6 動員配備体制	10
第7 複合災害発生時の体制	14
第2節 通信計画	15
第1 通信手段の確保	15

第2	災害時の通信連絡	15
第3	その他の連絡方法	18
第3節	気象予警報等の収集・伝達	19
第1	福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表	19
第2	消防法による火災気象通報及び火災警報	26
第3	異常現象発見者の通報義務	26
第4	福井地方気象台への協力	26
第4節	水防計画	29
第1	水防の責任	29
第2	水防区域	29
第3	水防組織及び機構	29
第4	水防情報の伝達	30
第5	水防配備体制	30
第6	警戒区域の設定	31
第7	水防活動	31
第5節	土砂災害警戒活動	32
第1	災害原因の情報収集・伝達	32
第2	警戒体制の確立	32
第3	避難活動	33
第4	救助活動	33
第6節	雪害対策計画	34
第1	大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等	34
第2	除雪計画	34
第3	雪害対策本部の設置及び廃止	35
第4	雪害対策	35
第5	生活関連対策	36
第6	避難誘導等	36
第7節	暴風・竜巻等災害応急対策計画	38
第1	災害情報の収集・伝達	38
第2	町民の安全確保	38
第3	災害応急対策の実施	38
第8節	ライフライン・交通施設の警戒活動	39
第1	ライフライン事業者	39
第2	交通施設管理者	39
第9節	避難計画	40
第1	避難情報の種類	40
第2	実施責任者及び基準	40
第3	避難の周知	42
第4	避難の方法	43
第5	避難所の開設と被災者の受入れ	44
第6	広域避難	44
第7	警戒区域の設定	44
第2章	災害発生後の活動	1
第1節	災害情報の収集伝達計画	1
第1	災害情報等の収集伝達	1
第2	県への報告	3
第2節	災害広報計画	5
第1	町民への広報	5

第2	報道機関への情報提供等	6
第3	相談窓口の開設	6
第4	安否情報の提出	6
第5	災害資料の記録及び保存	6
第3節	応援の要請・受入れ計画	7
第1	広域応援要請	7
第2	防災ヘリコプターの応援	9
第3	防災活動拠点	10
第4	資料の相互交換	10
第5	経費の負担	10
第4節	自衛隊の災害派遣要請計画	11
第1	派遣要請基準	11
第2	派遣の内容	11
第3	自衛隊の情報収集	11
第4	派遣要請の手続	11
第5	本部長（町長）による自衛隊への通知	12
第6	自衛隊の自主的派遣	12
第7	派遣部隊の受入れ	12
第8	派遣部隊の撤収要請	13
第9	経費の負担区分	13
第5節	消防応急対策計画	14
第1	火災の警戒	14
第2	特殊火災の鎮圧	14
第3	危険物施設等の応急措置	15
第4	応援要請	16
第6節	救助計画	17
第1	対象者	17
第2	陸上における救出対策	17
第3	海上における救出対策	17
第4	空からの救出活動	18
第5	孤立集落対策	18
第6	行方不明者の捜索	18
第7節	応急医療・助産対策計画	20
第1	応急医療（助産）活動	20
第2	医薬品・資機材の確保	21
第3	精神ケア体制の確立	21
第8節	緊急輸送対策計画	22
第1	緊急輸送の順位	22
第2	緊急輸送の範囲	22
第3	緊急輸送体制の確立	22
第9節	公共土木施設等応急対策計画	24
第1	道路・橋梁施設	24
第2	河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等	24
第3	土砂災害危険区域等	25
第4	公共建築物	25
第10節	ライフライン施設等応急対策計画	26
第1	上水道施設	26
第2	下水道施設	27
第3	電力施設	28

第4	電気通信施設	28
第5	C A T V施設	29
第11節	交通の安全確保計画	30
第1	道路施設	30
第2	漁港施設	31
第12節	災害救助法の適用計画	32
第1	実施機関	32
第2	適用基準	32
第3	滅失世帯の算定基準	32
第4	適用申請手続	32
第5	個別適用計画	33
第13節	避難所の開設・運営計画	38
第1	避難所の開設	38
第2	避難所の管理・運営	39
第3	避難所の管理・運営の留意点	40
第4	被災地域における家庭動物の保護等	40
第5	避難の長期化等への対応	40
第6	避難所に滞在していない被災者への対応	40
第7	避難所の閉鎖	41
第14節	緊急物資の供給計画	42
第1	応急給水	42
第2	食料の供給	43
第3	生活必需品等の供給	45
第15節	医療保健活動計画	47
第1	防疫対策	47
第2	家畜防疫	48
第3	食品衛生対策	48
第16節	要配慮者計画	49
第1	迅速な避難	49
第2	発災後の対応	49
第3	その他	49
第17節	社会秩序の維持計画	51
第1	警備活動	51
第2	物価の安定	51
第18節	建築物・住宅応急対策計画	52
第1	被災建築物応急危険度判定	52
第2	応急仮設住宅の建設	52
第3	住宅の応急修理	52
第4	住居障害物の除去	53
第5	公営住宅の活用	53
第6	住宅に関する相談窓口の設置	53
第7	応急仮設住宅の運営管理	53
第8	被災宅地応急危険度判定制度	53
第19節	文教対策計画	54
第1	応急教育	54
第2	応急保育	55
第3	保健厚生計画	55
第4	積雪時の対策	55
第5	学校給食の措置	55

第6節	文化財保護の応急対策	56
第20節	死体の捜索、処理及び埋・火葬計画	57
第1節	死体の捜索	57
第2節	死体の収容、処理	57
第3節	死体の埋・火葬	58
第21節	障害物の除去計画	60
第1節	実施機関	60
第2節	実施対象物	60
第3節	実施の方法	60
第22節	廃棄物の処理計画	62
第1節	実施機関	62
第2節	災害廃棄物の処理	62
第3節	ごみ処理	63
第4節	し尿処理	63
第5節	へい獣の処理	64
第23節	支援の受入れ計画	65
第1節	ボランティアの受入れ	65
第2節	義援金品の受付及び配分	66
第24節	大規模事故応急対策計画	67
第1節	大規模事故	67
第2節	情報の収集・伝達体制	67
第3節	活動体制	67
第4節	事故時の応急措置	67
第5節	避難の指示、避難誘導、避難所及び救護所の開設	67
第6節	消防活動	68
第7節	救急救助、救護医療活動	68
第8節	その他の応急対策活動の実施	68
第9節	事故処理	68
第25節	海上災害対策計画	69
第1節	流木対策	69
第2節	海難対策	69
第3節	石油類大量流出対策	71
第26節	その他災害応急対策計画	77

第4編 震災対策計画

第1章	初動期の応急活動	1
第1節	応急活動体制計画	1
第1節	地震・津波発生時の配備体制	1
第2節	注意配備体制	2
第3節	警戒配備体制	2
第4節	災害対策連絡室	2
第5節	災害対策本部	4
第6節	動員配備体制	10
第2節	通信計画	16
第1節	通信手段の確保	16
第2節	災害時の通信連絡	16
第3節	その他の通信連絡手段	19

第3節	地震・津波情報等の伝達計画	20
第1	津波警報等及び地震・津波情報の伝達	20
第2	町民等の避難及び避難誘導體制	27
第3	水防活動	27
第4	上下水道施設	27
第5	交通対策	27
第6	異常現象発見者の通報義務	28
第4節	災害情報の収集伝達計画	29
第1	災害情報等の収集伝達	29
第2	県への報告	31
第3	消防庁への報告	32
第5節	災害広報計画	33
第1	町民への広報	33
第2	報道機関への情報提供等	34
第3	相談窓口の開設	34
第4	安否情報の提供	34
第5	災害資料の記録及び保存	34
第6節	応援の要請・受入れ計画	35
第1	広域応援要請	35
第2	防災ヘリコプターの応援	37
第3	防災活動拠点	38
第4	資料の相互交換	38
第5	経費の負担	38
第7節	自衛隊の災害派遣要請計画	39
第1	派遣要請基準	39
第2	派遣の内容	39
第3	自衛隊の情報収集	39
第4	派遣要請の手続	39
第5	本部長（町長）による自衛隊への通知	40
第6	自衛隊の自主的派遣	40
第7	派遣部隊の受入れ	40
第8	派遣部隊の撤収要請	41
第9	経費の負担区分	41
第8節	応急避難計画	42
第1	実施責任者及び基準	42
第2	避難の周知	43
第3	避難の方法	44
第4	避難所の開設と被災者の受入れ	45
第5	広域避難	45
第6	警戒区域の設定	46
第9節	消火・救助活動	47
第1	消火活動	47
第2	救助・救出活動	48
第3	行方不明者の搜索	48
第4	応援要請	48
第10節	応急医療・助産対策計画	50
第1	救護活動	50
第2	医薬品・資機材の確保	51
第3	精神ケア体制の確立	51

第11節	二次災害の防止計画	52
第1	道路・橋梁施設	52
第2	河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等	52
第3	土砂災害危険区域等	53
第4	応急危険度判定	53
第5	被災宅地危険度判定の実施	53
第6	危険物施設等の応急措置	53
第12節	緊急輸送対策計画	55
第1	緊急輸送の順位	55
第2	緊急輸送の範囲	55
第3	緊急輸送体制の確立	55
第13節	交通の安全確保計画	57
第1	道路施設	57
第2	漁港施設	58
第14節	ライフライン対策計画	60
第1	上水道施設	60
第2	下水道施設	61
第3	電力施設	62
第4	電気通信施設	62
第5	CATV施設	63
第2章	応急対応期の活動	1
第1節	災害救助法の適用計画	1
第1	実施機関	1
第2	適用基準	1
第3	減失世帯の算定基準	1
第4	適用申請手続	1
第5	個別適用計画	2
第2節	避難所の開設・運営計画	7
第1	避難所の開設	7
第2	避難所の管理・運営	8
第3	避難所の管理・運営の留意点	9
第4	被災地域における家庭動物の保護等	9
第5	避難の長期化等への対応	9
第6	避難所に滞在していない被災者への対応	9
第7	避難所の閉鎖	9
第3節	緊急物資の供給計画	11
第1	応急給水	11
第2	食料の供給	12
第3	生活必需品等の供給	15
第4節	保健衛生活動計画	17
第1	防疫対策	17
第2	家畜防疫	18
第3	食品衛生対策	18
第5節	要配慮者計画	19
第1	迅速な避難	19
第2	発災後の対応	19
第3	その他	19
第6節	社会秩序の維持計画	20

第1	警備活動	20
第2	物価の安定	20
第7節	建築物・住宅応急対策計画	21
第1	応急危険度判定	21
第2	応急仮設住宅の建設	21
第3	住宅の応急修理	21
第4	住居障害物の除去	22
第5	公営住宅の活用	22
第6	住宅に関する相談窓口の設置	22
第7	応急仮設住宅の運営管理	22
第8	被災宅地応急危険度判定制度	22
第8節	文教対策計画	23
第1	応急教育	23
第2	応急保育	24
第3	保健厚生計画	24
第4	学校給食の措置	24
第5	文化財保護の応急対策	24
第9節	死体の捜索、処理及び埋・火葬計画	25
第1	死体の捜索	25
第2	死体の収容、処理	25
第3	死体の埋・火葬	26
第10節	障害物の除去計画	28
第1	実施機関	28
第2	実施対象物	28
第3	実施の方法	28
第11節	廃棄物の処理計画	29
第1	実施機関	29
第2	災害廃棄物の処理	29
第3	ごみ処理	30
第4	し尿処理	30
第5	へい獣の処理	31
第12節	支援の受入れ計画	32
第1	ボランティアの受入れ	32
第2	義援金品の受付及び配分	33

第5編 原子力災害対策計画

第1章	初動期の応急活動	1
第1節	通報連絡計画	1
第1	情報収集事態発生時の通報連絡	1
第2	警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡	2
第3	災害状況の報告及び連絡	3
第4	施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡	5
第5	施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡	6
第6	全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態 態応急対策状況の連絡・調整等	7
第7	通信手段の確保等	7
第2節	緊急時活動計画	8
第1	配備基準	8

第2	警戒配備体制	8
第3	災害対策連絡室	9
第4	災害対策本部	10
第5	原子力緊急事態宣言後の対応	16
第6	動員配備体制	16
第7	業務継続に係る措置	20
第8	原子力被災者生活支援チームとの連携	20
第3節	緊急時モニタリング計画	21
第1	緊急時モニタリングに対する協力	21
第2	福井県モニタリング本部及び緊急時モニタリングセンターの組織・運営等	21
第3	モニタリング結果の共有	21
第4節	広報計画	22
第1	町の広報体制	22
第2	資料の保存	23
第3	相談窓口の開設	23
第4	安否情報の提供	23
第5	災害情報インターネットシステムの活用	24
第6	要配慮者に対する配慮事項	24
第5節	広域的応援の要請・受入れ計画	25
第1	広域応援要請	25
第2	専門家の派遣要請	27
第3	防災ヘリコプターの応援	27
第4	防災活動拠点	28
第5	応援に係る留意事項	29
第6	経費の負担	29
第6節	自衛隊の災害派遣要請計画	30
第1	派遣要請基準	30
第2	派遣の内容	30
第3	派遣要請の手続き	30
第4	本部長（町長）による自衛隊への通知	30
第5	自衛隊の自主的派遣	31
第6	派遣部隊の受入れ	31
第7	派遣部隊の撤収要請	31
第8	経費の負担区分	32
第7節	避難、屋内退避等の防護措置計画	33
第1	避難等の防護対策の実施	33
第2	緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置	34
第3	運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置	34
第4	避難手段	35
第5	避難所等	36
第6	広域避難等	37
第7	町民への情報提供	37
第8	避難状況の確認	37
第9	学校等施設における避難措置	37
第10	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	38
第11	要配慮者等への配慮	38
第12	飲食物、生活必需品等の供給	38
第13	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	38
第8節	救助・救急及び消火活動	39
第1	陸上における救助・救急及び消火活動	39

第2	海上における救助・救急対策	39
第3	空からの救助・救急対策	39
第9節	原子力災害医療活動	40
第1	原子力災害医療体制	40
第2	緊急被ばく医療措置	43
第10節	警備及び交通対策計画	44
第1	警戒区域の設定	44
第2	立入制限措置及び災害警備対策	44
第3	交通規制対策	44
第11節	緊急輸送活動	46
第1	緊急輸送の順位	46
第2	緊急輸送の範囲	46
第3	緊急輸送体制の確立	46
第2章	応急対応期の活動	1
第1節	災害救助法の適用計画	1
第1	実施機関	1
第2	適用基準	1
第3	滅失世帯の算定基準	1
第4	適用申請手続	1
第5	個別適用計画	2
第2節	防災業務関係者の安全確保計画	7
第1	防災業務関係者の安全確保	7
第2	防護対策	7
第3	防災業務関係者の放射線防護	7
第4	防災業務関係者の医療措置	8
第3節	飲食物の摂取制限、出荷制限等の措置計画	9
第1	汚染状況の調査協力	9
第2	飲料水、飲食物の摂取制限	9
第3	飲料水及び飲食物の供給	10
第4節	緊急物資の供給計画	11
第1	飲料水の供給	11
第2	飲食物の供給	11
第3	生活必需品等の供給	11
第4	その他の調達方法、受入れ、配布方法等	11
第5節	要配慮者に配慮した応急対策計画	13
第1	情報伝達及び広報における配慮事項	13
第2	避難等における配慮事項	13
第6節	文教対策計画	14
第1	学校施設の休校措置	14
第2	授業再開措置	14
第3	教職員の確保	14
第4	通学路の安全確保	14
第5	児童・生徒・教職員の精神保健対策	14
第6	その他の対策	14
第7節	ボランティア等の受入れ計画	15
第1	ボランティアの受入れ	15
第2	義援物資、義援金の受入れ	15

第8節	地震応急対策計画	16
第1	原子力事業者の措置	16
第2	町及び県の措置	16
第3章	原子力災害中長期の活動	1
第1節	緊急事態解除宣言後の対応	1
第1	現地事後対策連絡会議への職員派遣	1
第2	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	1
第3	放射性物質による環境汚染への対処	1
第4	各種制限措置の解除	1
第5	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	1
第2節	被災者等の生活再建の支援等	2
第1	損害賠償請求計画	2
第2	被災者等の生活再建等の支援	2
第3	風評被害等の影響の軽減	2
第4	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	3
第5	心身の健康相談体制の整備	3
第6編	災害復旧・復興計画	
第1章	生活の安定	1
第1節	公共施設の災害復旧計画	1
第1	災害復旧計画の策定	1
第2	緊急災害査定促進	1
第3	災害復旧資金の確保	1
第4	特定大規模災害等における復旧工事の代行要請	2
第5	法律等による補助を受ける事業（災害復旧国庫補助事業）	2
第2節	激甚災害の手続	3
第1	激甚災害指定の手続	3
第2	激甚法に定める事業	3
第3	特別財政援助額の交付手続き	4
第3節	民生安定計画	5
第1	り災証明書の発行	5
第2	災害弔慰金等の支給	5
第3	生活の安定	5
第4	被災者生活再建支援金	6
第5	郵政事業の特例措置	7
第4節	経済安定計画	8
第1	金融措置	8
第2	流通機能の回復	9
第2章	復興計画	1
第1	基本方針の決定	1
第2	改良復旧	1
第3	計画的復興	1
第4	大規模災害からの復興に関する法律の活用	1

